

## 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（内規）の一部改正について

令和 2 年 8 月  
経 済 産 業 省  
高 圧 ガ ス 保 安 室

### 1. 改正の概要等

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（平成30年3月30日制定20180328保局第2号、以下「要領」という。）は、高圧ガス保安法の適用を受ける事故及び石油コンビナート等災害防止法の特定事業所の事故について、事故の定義や、報告を含む事故発生時の対応について定めている。

#### ○事故の分類について

要領において、事故が発生した場合、その事故の被害状況及び社会的影響度に応じて、A、B1、B2、C1、C2級の5種類に分類し、この分類毎に定められた省内関係者へ連絡を行うこととされている。

本改正では、事故の分類については、発生した事故の被害状況のみに応じて行うこととする。一方で、省内関係者への連絡については、これまで通り、発生した事故の被害状況及び社会的影響度に応じた分類に基づいて行うこととする。

#### ○高圧ガス事故等調査報告書等の法令違反の有無の項目の記載内容について

要領において、都道府県・指定都市の高圧ガス保安担当者は、事故当事者の法令違反（※）の有無について調査検討した結果を高圧ガス事故等調査報告書等の法令違反の有無の項目に記載することとされている。

本改正では、高圧ガス事故等調査報告書等の法令違反の有無の項目の記載内容について、直近1年以内に事故当事者において高圧ガス保安法における法令違反がある場合は、その旨を記載するよう追加することとする。

※事故原因に伴う法令違反、事故原因にかかわりのない法令違反及び事故当事者のみならず、関連事業者における法令違反（高圧ガス保安法以外の他法令の違反についても含む。）

### 2. スケジュール

公布・施行 令和2年8月4日